

国際機関の「普遍性」と市場の統合化

池 島 祥 文

I はじめに

国際機関とは、複数の国家が共通の目的を達成するために、条約に基づいて設立される常設的な機関を有する多国間組織である。国際電信連合（1865年）、一般郵便連合（1874年）、国際鉄道輸送連合（1890年）、国際衛生事務局（1907年）、万国農事協会（1905年）が国際行政連合として活動を展開し、国際機関の嚆矢となった（家ら [1999] 9 ページ，城山 [1997] 24 ページ）。その他にも、国際機関は軍縮・人権・教育・観光・司法等、多様な分野で設立され、国際社会において重要な役割を果たしてきている。国際機関は多国間組織であるがゆえに、国民国家の領域を超える活動を展開しており、国際政治経済において独自の役割を果たす存在である。しかし、国際機関一般における活動分野が広範囲に及ぶことも影響してか、国際政治経済における国際機関の役割はいまだに十分に解明されていない。

戦後、「自由・無差別・多角」原則に基づいた自由貿易体制の追求による経済的厚生が増大が強く求められてきたが、その自由貿易を体現させる制度を設計し、さらに、制度の国際的統合化を図る主体として、国際機関が機能してきた。特に、自由貿易体制の構築は「均一的市場」を創出するためといえるが、経済諸制度の国際的統合化はグローバリゼーションの深化とも大きく関わっている。その意味で、グローバリゼーションを理解するためには、国民国家や多国籍企業のみならず、経済活動のプラットフォームとしての制度を設計する国際機関への着目が重

要になろう。

経済取引は交換する主体同士における一定の交換ルールが確保されたうえで成立する。法制度、慣行、規範により有形無形に形成される制度は、経済取引を実現するために必要不可欠なルールである。しかし、諸制度は国家領域を超える場合にはその相違が大きく、国際的な経済取引において、制度の相違は円滑な経済取引を阻害していた。国際行政連合として国際機関が創設され始めたという歴史的経緯も、国家間で異なる諸制度の共通化を図る必要性が高かった証左と考えられる。国家間の制度的調整を果たすために、多国間組織である国際機関が適当な役割を果たすことになる。

国際機関は設立目的の実現に向けて、相異なる諸制度を統合化させながら、世界各国において制度の共通化を促進させていく。ただし、「統合化」はひとつの過程であり、必ずしも一元化を意味しない（Tay and Parker [1990] p. 73）。とはいえ、諸制度が国際的に統合化される結果として、各国市場が統合化され、「均一的市場」が形成される事態も表れてきている。国際機関による制度の統合化の帰結として、市場の統合化が進展しているのである。

本稿では、国際機関が市場の統合化を支え、推進している過程を、その制度形成的側面に着目して明らかにする。国際通貨制度、規格制度、通商制度を取り上げ、制度形成および調整機能を果たす国際機関を軸に、国民経済をベースに形成されてきた市場が国民国家の領土的境界を越えて、世界的な「均一的市場」へと統合化されていく過程を論証する。そのため、自由貿易

体制の構築に関与する国際機関を分析対象とする。

本稿は以下のように構成される。Ⅱにおいて、自由貿易体制に関する国際機関に対する先行研究を踏まえ、国際機関と制度の整合化の関係を明らかにする分析視角を提示する。Ⅲでは、国際取引の基本的要素でもある国際通貨制度を管理する国際通貨基金（IMF）に焦点をあて、Ⅳでは、取引される財の成形に関連する国際規格制度を司る国際諸機関、さらには、Ⅴにおいて、取引制度そのものである国際通商制度の構築を強く推進させている世界貿易機関（WTO）を対象として検討する。これら三事例を通じて、国際的経済諸制度が適用範囲を拡張させるとともに、経済活動の空間的領域として、市場を統合化させていく過程を論じる。

Ⅱ 空間的階層と普遍性

1 自由貿易体制の中の国際機関

自由貿易体制は、主に、金融と貿易の領域を中心に世界経済の方向性を模索する中で検討され、学術的研究においても、国際金融および国際貿易の分野で議論が交わされてきた。たとえば、国際金融の分野では、国際金融情勢の歴史的推移、国際通貨制度による各国経済・国際経済への影響を考察する視点（大原 [1963]、石山・日下部 [1978]、ガードナー [1973]、James [1996]、白井 [1999]、Vines and Gilbert [2004]、ウィリアムソン [2005]、国宗 [2009]）や、戦後の世界経済の性質規定を金融市場の動向から論じる視点（Strange [1976]、Gilpin [1987]、奥田 [1989]、深町 [1993]、松村 [1993]、山本 [2002]）から、IMF の設立経緯や歴史的展開が分析されてきたが、当然ながら、IMF の分析を通じて国際金融および世界経済の変化を把握する点に主眼があり、IMF の活動を介して、国際機関の役割を理論的に抽出するという視点は取られてこなかった。

国際貿易の分野においても、円滑な国際貿易を実現させるために組織された関税と貿易に関する一般協定（GATT：1948～1995年）とWTO（1995年～）を対象に、組織の設立過程や農業をはじめ各分野における貿易交渉の経緯を論じる視点（ジャクソン [1990]、筑紫 [1994]、外務省 [1996]、ジョスリングら [1998]、服部 [2000]、遠藤 [2004]）や法制度的特徴を論じる視点（Krueger [1998]、小寺 [2000]、松下 [2000]）、国際貿易の枠組みが形成されたことによる産業構造・貿易政策の変化、各国経済および世界経済への影響およびその問題点を論じる視点（中野・岡田 [2007]、ジョスリングら [2005]、Bhagwati [1991]、バグワティ [2005]、ジョージ [2002]）から多くの研究が蓄積されてきた。ただし、WTO が国際機関であるがゆえに、その目的に従って積極的に世界共通の貿易制度の構築・管理運営を進め、強力な執行力を行使して加盟国の貿易制度を整合化するという視点は十分に取られてこなかった。つまり、単なる交渉の場ではなく、国際機関の機能としてWTO の活動を考察する視点である。

金融・貿易に比較すると、直接的には自由貿易体制を構築する分野としては把握されてきていない側面があるものの、物理的に貿易を支える輸送・通信諸制度や貿易される財そのものの製品規格も現実には不可欠な要素である。国際的な輸送・通信体系の形成過程を論じる視点（山内 [1991]、澤 [1993]、Zacher [1996]、Molle [2003]、Barkin [2006]、古畑 [2008]）や規格の標準化に関わる企業の競争力を分析する視点（山田 [1999]、渡部・中北 [2001]、原田 [2008]）から、国際取引に必要な技術的事項を管掌する国際機関の概略や活動内容が言及されている。城山 [1997] はそれらの国際機関を中心的対象として、組織の設立過程とその活動の実態を詳細に検証している。技術的事項を管掌する国際機関を概略にとどまらず、その組織内部の統制構造に焦点をあて、その組織特性と機能を分析

しており、本稿においても摂取する部分が多く有用な研究であるが、行政学的視点に基づいているため、明示的には自由貿易体制との関連に対する視点が不足している。

こうした先行研究に不足している視点を補いつつ、自由貿易体制を中心とした国際政治経済における国際機関の役割を解明するための分析視角を検討する。制度形成自体は国際機関に限らず、国民国家、地方政府をはじめとした公的主体、企業や市民社会組織のような民間主体でも行うことができる。しかし、その中でも、制度形成に関する国際機関の特徴を示すために、国際政治経済における「空間的階層」と「普遍性」の視点から確認する。国際機関の空間的階層（空間的規定）および普遍性（強制的参加）を踏まえることにより、現在の国家領域を超えて展開されるグローバルな経済取引を、国際機関およびその制度形成・調整機能が構築している点を明らかにできよう。

2 国際機関と空間的規定

国際機関は多国間組織であるために、本部・事務局はある特定国に立地しているとしても、組織の活動としては特定の国家領域内において完結しているわけではない。むしろ、理論上、加盟各国全ての国家領域が国際機関の活動対象範囲となり、また公海や南極等のいずれの国家主権にも属さない領域を管轄する場合もある。

従来の社会科学では、グローバルな現象を把握するに際しても、国民国家を基本的分析単位として、国家領域の枠組みからアプローチする傾向が一般的であったと指摘されている（久野 [2008] 85 ページ）。もちろん、グローバルな範囲にわたって生じる現象であれ、一部の領域を除いて、それぞれの国家領域内部において生起しているが、その事象が複数国家間に及ぶ場合や、逆に単独国家内部の一定範囲で完結している場合に、国民国家・国民経済を分析単位とする研究の限界は指摘するまでもない。経済現

象の領域性は事象解明に対する重要な視点といえるが、その際には、空間的な認識枠組みを適切に設定する必要がある。

経済学の発展過程において基本的単位とされた国民経済を Nation レベルとすれば、国際機関の活動次元は Supra-Nation レベルと考えられる。Supra-Nation レベルは、EU や NAFTA 等に見られるような、国家領域を超えつつも一定の地域性を帯びる Macro-Region とは異なり、その地域性を有さない空間的階層を表している。特定の国民国家内部に事務局等の施設を有する、また、特定の加盟国に権力資源が偏在している等の留保事項を持ちつつも、国際機関の活動範囲は全ての加盟国に及び、基本的には局地的な地域性を帯びない。加えて、国際機関は国家主権を超える権限を持たないため、世界政府としての存在でもない。したがって、国家を超える Trans-Nation や地球全体を捉える Global ではなく、多数の加盟国によって構成されつつ、国家主権のもとで活動する国際機関が位置する空間的階層は国家の上位にある Supra-Nation と表現される。

「階層性」や「重層性」として空間的規定を明確にした研究は、地域経済学や環境経済学をはじめ、国家領域と分析対象領域の相違・齟齬が諸矛盾の生成をもたらす諸分野で行われてきている（岡田 [2005]、池島 [2009]、植田 [1996]、谷内 [2005]）。だが、国際政治経済においても同様に、空間の「階層性」や「重層性」は指摘されている（ヒルシュ [1998]、ヘルド [2002]）。分析対象に応じた分析単位の設定によって、異なる空間的階層間における状況認識の相違が浮かび上がり、また、階層間の認識の相違および齟齬は問題設定の相違・対立を引き起こす。Supra-Nation レベルを活動次元とする国際機関の場合には、経済諸制度の形成・調整過程において、構成要素たる国家間利害の対立を含みつつも、その利害関係の帰結として、制度が形成される。つまり、国際機関を軸に、利害対立

の凝縮として国際制度が構築され、その制度に基づいて国家をはじめとした各主体が国際政治経済において行動するのである。

3 普遍性の獲得

国際的な経済取引の基盤として、整合化された諸制度が作用するためには、個々の具体的制度の機能的な卓越性が求められるだけでなく、加えて、その制度の適用される地理的、分野的範囲が十分に確保されている必要がある。また、経済取引は制度的障壁が削減されれば、円滑な取引が可能となり、制度的な整合性を志向する傾向にある。少数の国家間のみだけでなく、より多数の国家間で通用する諸制度であれば、経済取引における地理的、分野的範囲も拡大し、同一制度であることのスケールメリットが発揮されよう。こうした側面はネットワーク外部性と呼ばれる現象に類似している。ネットワーク外部性とは、通常、ある財の利用者数が増えるほど、利用者個人がその財から受ける便益が増加する現象と定義され、利用者数が十分に大きいと、その便益を求めて累積的に新規の利用者が増える状態を示す（田中ら [2003] 2ページ）。

国際機関を通じて形成される制度についても、ネットワーク外部性が作用していると考えられ、国際機関に加盟する国家は当該制度を受容することになるが、加盟国数が増加すればするほど、制度の適用範囲は拡大していく。つまり、国際機関への加盟国数が増大することで、当該機関の設立目的やその国際機関を通じて形成される制度の適用範囲も全世界に拡張され、どの国においても共通した制度が整備される状態が生まれる。いわば、国際機関とその国際制度が世界的に「普遍性」を獲得していくことになる。

一方、そのような国際制度が通用しない非加盟国は加盟国との経済取引において制度的障壁が高く、調整が必要となる。したがって、加盟

国と非加盟国との間で取引を行うよりも、加盟国間で取引を選好する国家が増加することになり、非加盟国は加盟国に対する市場アクセスが格段に低下する。国家によって組織された国民経済圏同士の競争は、それぞれの経済圏に属する企業間競争として具体化され、貿易上の利益や合理化の必要性という形態で市場競争による強制が発生する（ヒルシュ [1998] 29ページ）。そのため、国際機関の追求する目的への賛同の有無にかかわらず、現実的な経済的権益を確保しようとするれば、非加盟国はその国際機関に加盟し、国際制度を受容せざるを得なくなる。国際政治経済において、ネットワーク外部性が作用することにより、国際機関への加盟には一種の強制力が発揮されているともいえる。

「強制的参加」による国際機関への加盟国増大は、結果として、形式的な国際機関の「普遍性」を高め、諸制度の整合化を促進させ、実質的にも「普遍性」を獲得する。集合的意思決定と市場競争の相互作用が国際機関の「普遍性」をより一層強固に築き上げ、市場の統合化を促す過程に焦点をあて、以下では、具体的な国際機関とその制度的調整機能についての分析を進めていくこととする。

Ⅲ 国際通貨制度の整合化

現在の市場経済を支えるためには、貨幣価値の安定性を保持する制度が必要である（柴田 [2008] 5ページ）。市場経済は「貨幣」を用いて商品を売買するという暗黙のルールが成立している。しかし、貨幣価値の急変動によってこのルールへの信頼は動揺し、経済取引の遂行にとって大きな障害となる。貨幣価値の安定化を図る必要性から、IMFは為替制度の構築・変更に関わり、同時に、国際通貨制度の維持を目的として、加盟国の経済政策や国内制度に深く介入してきた一方で、国民経済の領域的蚕食は国際的な貨幣と金融の規制緩和を契機に進

展してきた(ヒルシュ [2007] 35 ページ)。そのため、国民経済を超えた範囲での調整、つまり、IMF による調整機能がより一層求められることにもなったのである。このように、国際的な経済制度の必要性とも関わって、国際機関分析において IMF は重要な位置を占めていると考えられる。

第二次大戦後、世界平和にとって経済の安定化が必要であるとの理念のもと、自由な国際取引を支える新たな国際通貨制度を構築する具体策として、1947 年に IMF が発足した。当初 30 だった加盟国数は 187 にまで達している(2011 年 8 月現在、以下同様)。戦時下において中断していた国際貿易の再開を可能にする安定した為替相場と国内経済に対する自律的な財政金融政策の実施を目的として、英米両国の合意に基づいて IMF は構想された。しかし、戦後世界最大の債権国として巨額の経常黒字を継続的に維持するアメリカと戦費調達のためにアメリカを筆頭に巨額の対外債務を負い、経常赤字の発生が継続するイギリスとの間の政治経済的地位の相違に基づき、IMF 構想は当初から国家利害が反映されていた(山本 [1997] 79-80 ページ)。その結果、アメリカによる提案を中心に、IMF 構想はまとめられていくことになった。アメリカは IMF が他国の経済政策の変更に果たす役割を重視しており、基軸通貨ドルの安定と流通によって、国際貿易の活発化と資本主義経済の拡大が目指された(ガードナー [1973] 279-280 ページ)。いわば、戦後経済におけるアメリカの経済的地位を確立・維持するための手段としての性格を IMF は内包していたといえる。

英米間の交渉の末、設立した IMF は二つの機能を有していた。第一は、自国通貨の為替管理を加盟各国に義務付けることで、金・ドル本位による固定相場を維持するという国際通貨制度の管理・運営機能である。第二は、加盟国ごとの割当額に応じた出資(クォータ)によって「基金」を設立し、加盟国が国際収支不均衡に

陥った場合に資金を融資し不均衡を是正するという融資機能である。IMF はこれらの機能を軸に、「最後の貸手」として加盟各国の国際収支危機への対応を期待され、戦後の国際通貨制度を支える常設機関として位置づけられた。国際金融・国際貿易では、一国の経済情勢の変化が瞬時に他国へと連鎖的に波及するため、国際金融の安定を優先させるべく、IMF は金融危機発生国や債務累積国に対して強硬的な圧力を加える側面も有していた(毛利 [2001] 63-64 ページ、スティグリッツ [2002] 146-150 ページ)¹⁾。以下、歴史的推移とともに変化する IMF の役割を確認する。

戦後経済の回復とともに、1950 年代後半から機能し始めた金・ドル本位による固定相場制は、ドルの対外流出とそれに伴うアメリカの金流出によって維持困難に陥り、主要各国は 1973 年に変動相場制に移行した。国際通貨制度における変動相場制への移行は 1978 年の IMF 協定第二次改定により、公式に承認されたが、固定相場制の維持を目的とした IMF の第一機能は早くも失したかに見えた。しかし、アメリカによる金・ドル交換停止に先だって、IMF はドルと異なる国際通貨の創出を含め、国際通貨制度の維持を図っていた。その結果、固定相場制を放棄しつつも、新たな通貨である特別引出権(SDR)の発行により、国際通貨制度は継続されたのである(Clark and Polak [2004] pp. 53-54)。

SDR は金やドル等の既存の準備資産に対する補完通貨として、IMF 協定第一次改正(1969 年)により創設された。固定相場制のもとでは、SDR の国際通貨としての役割は限定的だったが、IMF が自由な為替制度の選択を正式に承認

1) ただし、優先される「国際金融全体の安定」は往々にして、アメリカの利害が反映されているため、それに対する批判も多いが、この問題について本稿ではこれ以上踏み込まない。

して以降、金の代わりにSDRを中心的な準備資産にする国際的合意が得られ、加盟各国の通貨やIMF取引に関する価値表示が全てSDR表示へと改められた。その結果、価値基準はSDRを介して各国の通貨価値と結びつくことになり、特に、民間需要の高い、最も対外価値の安定した通貨であるドルが実質的な価値基準として機能し、SDRは有用なドルの補完物とみなされた(Strange [1976] p. 350)。つまり、固定相場制から変動相場制への移行の背景には、SDRを介してIMFがドルを中心とする国際通貨制度を支える機能を果たしていた点を見いだせるのである。ただし、変動相場制のもとでは、IMFが国際通貨制度の管理・運営に主導的な役割を果たしていないという側面も浮かび上がってこよう。

1960~70年代はIMFによる国際通貨制度の管理・運営機能が国際金融に大きな影響を与えていたが、1980年代以降には、もう一方の融資機能が脚光を浴びることになった。その要因のひとつが途上国への資金流入に起因する債務累積問題である。1982年にはメキシコが債務不履行に陥るが、その資金供給源である多国籍銀行も損害を被る事態になるため、債務累積危機は途上国のみならず国際金融全体の動揺を招くことになった。IMFはこうした途上国の債務累積に対して、経常収支改善を目的とする資金供給に加え、経済構造を改革する中長期的な構造調整政策を展開した²⁾。

1980年代前半に顕在化した途上国の債務累

2) 債務累積危機への対応として、IMF資金の拡張が必要であった。アメリカ政府は増資を計画していたが、議会は増資に反対していた。その理由として、途上国の債務累積の背景には、アメリカ民間銀行による高金利の超過貸付があり、財政資金を利用した銀行救済に批判が嵩じたからである。ただし、アメリカの動向に対して国際社会からの圧力が強まり、議会はIMF増資を承認した(ワシントン駐在員事務所 [1984] 8ページ)。

積問題の一方で、基軸通貨供給国であるアメリカは経常収支不均衡を大幅に拡大させており、1985年には純債務国へと転じた。しかし、この不均衡は先進諸国間による金融資本市場の自由化や為替介入を誘導する政策協調に基づいて是正され、IMFの融資を必要としなかった。国際機関であるIMFがその融資機能を中心に、途上国経済の構造改革に対応する一方で、主要先進国は政策協調による各国通貨の安定を志向し、実質的な国際通貨制度の管理・運営機能を果たしていたといえる。

1990年代になると新興市場国経済の金融・資本市場の自由化に伴い、巨額かつ短期的な資本移動が生じ始め、メキシコや東アジア、ロシア、ブラジル、トルコ、アルゼンチンと各国で通貨危機が発生し、次々と実質的な固定相場制は放棄されていった。構造調整政策や融資額の拡充等のIMFによる対応策も急激な資本移動には十分な効力を得られず、危機発生国は変動相場制へと移行し、変動相場制の通用する地理的範囲はそれぞれ地球規模に及んだ。その結果、急激な通貨流出入の発生機会は減少したが、巨額資金を運用するヘッジファンドによる投機等、依然として国際的金融危機の可能性は残されている。そのため、IMFは新たに政策監視機能を強化し、各国当局への是正勧告や市場参加者への経済政策情報の提供を実施することで、国際通貨制度の安定化を支えている。

以上より、IMFは直接的な国際通貨制度の管理・運営機能を発揮し、その後、債務累積問題への対応としての融資機能、さらには、政策監視機能によって、間接的に国際通貨制度の安定化に貢献してきた。また、加盟国の増大により、IMFに支えられた国際通貨制度は世界全体に波及・通用することになったが、加盟国が採用する通貨制度は多数ある中でも「変動相場制」に収斂する傾向にあった。図1-①~③からは、世界各国に占めるIMF加盟国の増大と、それに伴う各国通貨制度の国際的整合化の過程が確



図 1-① 各国の為替制度 (1971 年時点)



図 1-② 各国の為替制度 (1989 年時点)



図 1-③ 各国の為替制度 (1998 年時点)

認されよう。図 1-① (1971 年時点) では、IMF 加盟国は全て固定相場制を採用している。図 1-② (1989 年時点) は中南米債務累積危機が発生した 80 年代後半における各国通貨制度を图示している。図 1-①から図 1-②にかけて、加盟国数は 121 から 157 へと増大しており、また

変動相場制を採用している加盟国は地域的に偏在している。ところが、アジア通貨危機を経た 1998 年には、IMF 加盟国数は 184 となり、図 1-③からは、明らかに変動相場制が地球規模で通用している。世界各国が IMF に加盟するとともに、加えて、同様な通貨制度を採用するこ

とによって、「国際機関を通じた制度の整合化」の一例が示されている。1991年のソ連崩壊による冷戦構造の解消もあり、このような国際通貨制度の統合化が世界市場を拡大させる前提を形成していったといえる。

このように、IMFは外形的には国際通貨制度に対する調整機関として、重要な役割を果たしてきているが、出資比率に応じた議決権配分によって、アメリカが事実上の拒否権を有している点や、途上国に対する構造調整政策の勧告等に対する批判も多い。また、本稿では、IMF内部の利害対立やIMFと国家との権力関係に対しては十分に考察できていない。しかし、国際機関は加盟国の利害対立が凝縮された組織的実体であり、複雑な内部事情等の表出がIMFの活動を構成している。外形的な役割からでも、国際通貨制度を巡るIMFの重要性は鮮明に浮かび上がるといえよう。

上述のようなIMFに対する批判が多いにもかかわらず、加盟国数は増加し続けている。IMFの役割は時代の推移とともに、固定相場制の維持から国際的な経済・金融危機への対応、さらには、それら危機に対する国際的支援の枠組み形成のための政策監視へと変化してきた。加盟国は国際収支不均衡の際の資金支援のみならず、他国にて発生した金融危機の余波が世界的に波及する事態に備えた国際的な危機対応を目的として、IMFに加盟している。IMFによる政策監視は全加盟国に対して実施され、加盟国数が多いほど、世界経済や国際金融市場の正確な情報が得られ、より実際的な対応が可能になる。また、国際的な取引の拡大により、相互依存的な経済状況が生まれ、通貨制度においても先進諸国を中心に変動相場制への収斂傾向が見られる。民間資金移動の量的拡大と急速な流出入により、通貨当局による為替介入の限界が露呈し、各国は変動相場制と政策協調による国際金融の安定化を志向するようになったのである。

国境を越えた経済取引が進展する以上、取引に参加するためには、諸通貨間の決済に関して同一制度を志向せざるを得ず、強制的参加の結果として、IMF加盟国の増大と国際通貨制度の整合化が進んだのである。

IV 規格の整合化

財・サービスの取引形態や製品規格の相違は、当然ながら、国際的な取引における障害になるとともに、製品流通範囲の限定を招くことになる。取引形態が異なれば、商品ごとに個別対応が必要になり、それだけ、取引コストは高まる。取引の効率化には、反復的な取引の実現とともに取引様式の定型化が必要とされる。この取引様式の定型化には、多岐にわたる分野・領域において「制度」が積極的な役割を果たしているが、特に、取引の数量的・地理的範囲の拡大につれて、規格・基準の標準化が希求される。なぜなら、規格や基準が「制度」の構成要素として機能するからである。換言すれば、一定の規格や基準をもとにした各国共通の制度的基盤があれば、国際取引はより円滑に遂行されるのである。

また、国境を越えて企業活動を展開する多国籍企業の台頭により、原料調達・生産工程の国際分業に伴う企業内貿易が活発化した。その結果として、最終製品の生産に至るまでに、各国で生産される諸部品や中間製品等の規格の共通化が必要とされることとなった。取引の国際的拡大とともに、生産の国際的分散により、国際的に共通した取引形態および規格の構築が課題になったのである。

国際的に通用する技術的な規格・基準を管理する組織として、多くの国際機関が活動しているが、本稿では、運輸部門から、国際海事機関（IMO）と国際民間航空機関（ICAO）、通信部門から、国際通信連合（ITU）、さらに規格登録分野から国際標準化機構（ISO）と国際電気標

準会議（IEC）を取り上げる。技術的事項を管轄する諸機関を、以下では技術的国際機関（TIO）と称する。

1948年に創設されたIMOの目的は海上輸送に関する包括的な規制枠組みの提供であり、航海の安全性や効率性だけでなく、海洋の環境保全を追求している。加盟国数は169であり、公海で生じる利害対立の中で、特に、海運や漁業のような海事業の非経済的側面での協定を発展させている。1944年には、民間航空の安全と発展を目的とするICAOが設立された。加盟国数は190であり、空運に関する技術的標準や手続きの設定による安全水準の向上を目的としている。ICAOが作成する航空機の技術や空港施設の運用、運航上の基準等によって、国際航空業務の安全かつ円滑な遂行が実現している。通信技術の発展とともに、その通信範囲も拡大する中で、1932年、電気電信利用に関する国際秩序形成の必要からITUが設立された。主に、通信技術、情報ネットワークの維持・発展とそれらへの全人類の普遍的アクセスの促進を目的としている。市場を介した民間企業による開発競争によって、技術的基準は確立していくため、192の加盟国だけでなく、718の民間企業・業界団体・学術団体もITUに加盟している。IMO、ICAO、ITUはそれぞれ、海運、空運、通信網を管轄対象とした政府間組織であり、戦後には国連専門機関として国連システムの一翼を担うに至っている。

その一方で、ISOは財・サービスの国際交換を容易にするための規格統一や、それらを巡る国家間協力の発展を主な目的として、1947年から活動を開始している。ISO参加国は162に及び、電気および電子技術分野を除く全産業分野（鉱工業、農業、医薬品等）に関する国際規格の作成を行っている。構成員は各国の政府代表ではなく、代表的標準化機関であるため、ISOはNGOとして位置づけられている。このISOが担当しない電気および電子技術分野の国際規

格を所管しているIECは1906年に設立され、参加国数は81である。IECもISO同様に、NGOとしての組織的立場にある。ISOとIECの管轄する標準化作業には、実際に製品開発を担当する民間企業の意向が反映されるものの、代表的標準化機関がその取りまとめ的な役割を果たしている。

これらのTIOの設立が必要になった背景には、通商の拡大とそれに絡む国家主権の問題があった。海運において、船舶自体は民間所有だが、どこを航行していようとともその船舶の所属する国家には管轄権があり、また、寄港地となる国家はその船舶による入港や市場アクセスに対する許認可権を有している（Molle [2003] pp. 214-216）。自国の主権の及ぶ範囲として排他的に支配できる領海とその主権の及ばない公海の利用に関しては、国家領域の問題だけでなく、自国海運資本の競争力強化による海運市場圏の排他的確保にまで結びつくため、国家間調整がより重要な意味を持っていた（澤 [1993] 36-38ページ）。空運に関しても同様であり、国際主権がその上空にも及び、他国の上空はその国の承認がない限り飛行できない。この領空主権に基づいて、民間航空企業は締約国の上空通過と技術着陸が許可され、締約国相互の調整を経て、各国の航空行政の世界的な標準化が進められることになった（古畑 [2008] 3-8ページ）。

電信技術の開発以降、電信回路は国境を越えて設置されるまでに普及した。国際電信回路の設置に伴い、その業務運営のための国際的枠組みが必要とされたが、通信範囲の拡大とともに、通信対象各国の多様化は国家主権との関係で問題を抱えることになった。電信収入は回線距離に応じて各国間で配分されていたが、電信量の相違に加え、各国の領域の広さと電信回路設置のための地理的条件が異なるため、公式的な国家主権の単位では、各国の財政負担に不均衡が生じた。そのため、国際電信業務では、既存の公的国家主権単位とは異なる別の行政的単位を

設定・利用した(城山 [1997] 100-109 ページ)。国家主権単位以外の領域設定を行う必要が生じたという問題であり、主権領域の相互承認が課題になる海運・空運とは異なる形で国家間調整が必要であった。

同様に、無線通信業務では、無線通信技術の発展が私的独占によって阻害されないように国際的規制が求められていた。規制の焦点は主に、周波数配分制度の基本的枠組みについてであった。無線技術の進歩とその利用分野の拡大につれて、分配周波数帯も拡大されたが、各国への周波数割当において、国家間調整が必要になった(城山 [1997] 110-117 ページ)。これらの無線利用に関する国際的枠組みは技術標準に関する規定も含んでおり、無線技術の独占を回避するとともに、無線通信の利用範囲の拡大と標準化を推進する役割を果たした。

規格の標準については、早くから軍事物資の互換性が重要視されていた。そのため、規格原案の相互配布をシステム化する国際的合意が得られ、工業規格や電気機器の国際的統一と調整が進められていくことになった。標準化は多くの利害対立が伴う分野であり、たとえば、標準化の時期が早すぎると開発方法に枠をはめてしまい、技術革新を阻害する可能性が生じる一方で、時期が遅いと各国標準が既得権益化してしまい、標準化そのものが困難になる。さらには、標準化に伴う利得の相対的配分に内在する経済的利害対立に加え、標準化対象分野が各国の象徴的産業部門に及ぶ際の国内政治的反響を考慮するとより「政治化」される領域であり、政治経済的調整が必須であった(城山 [1997] 213-215 ページ)。

このように、通商範囲が国民国家内を超えて国際間へと拡大されていくに従い、領土・領海・領空といった国家主権の及ぶ空間に対する各国の相互承認や軍事物資の互換性をはじめ製品規格の標準化が必要になることで、国家戦略や軍事戦略と密接に関連した高度な政治性を帯びつ

つ、それらを供給する資本の利害を代表する側面をも含め、国家間調整を執行する場として、国際機関の設立ならびに制度設計が求められたのであった。

これら TIO は所管領域が個別的課題における技術的事項であることから、軍事・外交問題に比べて非政治的分野であり、国際協力の制度化ならびに共通利益の追求が可能だという機能主義的な位置づけをされる傾向にあった(Mit-rany [1948] pp. 358-359)。とはいえ、非政治的分野での国際協力の背後に潜む政治的権力の存在は無視できず、実際には技術的事項を巡る各国の政治経済的な利害対立が当然ながら生じており、それゆえに国際機関による調整は軍事・外交問題同様に政治的側面を多分に有していたのである。各国利害の対立の背後には、当該分野の資本間競争が潜んでいたが、国際機関を通じた調整過程を経て、技術のハーモナイゼーションが進行した。しかし、逆に、資本が国家領域を超えて事業展開する基盤を、技術のハーモナイゼーションが生み出したともいえよう。本稿では、TIO による通商制度と規格の統合化とその意義について焦点をあてており、TIO 内部で生じる各国間および資本間の利害調整過程そのものについてはこれ以上触れないこととする。

TIO による制度設計・調整による規格の標準化に伴って、以下のような3つのコスト低下が期待される。第一に、標準化による部品の相互利用は規模の経済性や経験を通じて製造コストを低下させる。第二に、開発基盤となる知識の共有化は互換性の向上とともに開発コストを低下させる。第三に、購買に必要な時間コストの短縮、それに伴う在庫コストの減少が可能になる(山田 [2008] 12-13 ページ)。これらのコスト削減によって、輸送・通信手段そのものの生産コストならびに輸送コストの低下が実現した(図2)。もちろん、輸送・通信コストの低下には、技術革新の影響が大きい点は言うまでもな

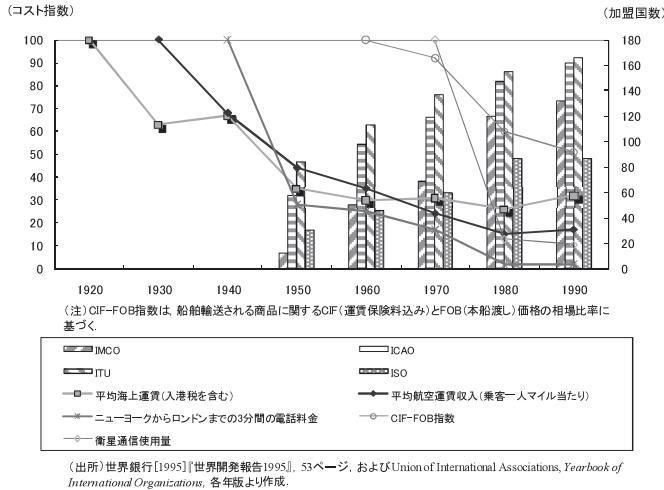


図2 国際運輸・通信コストの低下傾向と技術的国際機関の加盟国数の推移

いが、標準的プラットフォームの確立が技術開発の方向性を規定していた点も看過できない。実際に、輸送・通信コストの劇的な減少と対照的に、漸次的ながら、TIOへの加盟国数が増加している様子がみてとれる。この標準化過程への参加国・企業数が多ければ多いほど、標準化された規格の採用国・企業が増加するというネットワーク外部性が働き、技術のハーモナイゼーションも進行していくため、TIOへの加盟国数の増大は「標準化の指標」ともいえる。

技術のハーモナイゼーションには、国際機関によって作成される規格（デジュレ標準）と市場競争の結果として確立する規格（デファクト標準）が関わっている。前者はTIOに参加する国家や産業界等が相互便益を拡大させるために協議することで成立するが、規格成立までに時間を要する。しかし、開発競争や技術進歩の著しい製品分野では、規格策定プロセスと市場動向との乖離が大きく、技術的優位による独占的利潤を獲得しようとする企業は後者を選好する傾向にある。ただし、TIO加盟国の増加に伴い、財・サービスの流通範囲の拡大が容易になり、デファクト標準をデジュレ標準へと同化させ、より技術的優位を高めようとする企業の動

きも加速している（原田 [2008] 61-63 ページ）。利便性・信頼性・安全性を目的とした規格形成から企業の市場競争ツールへと標準化の目的は変化しつつあるが、デジュレ標準の意義は依然として有効であるといえる。TIOによる規格の統合化を通じて、共通化されたモノの生産とその移動が普遍的に広がり、国際分業と国際貿易の進展を一層加速させるのである。

V 貿易制度の整合化

TIOによる規格の整合化によって、財・サービスの標準化が進展したことに加え、取引ルールそのものの調整も必要とされる。貿易に関する国際機関として、1995年に設立された世界貿易機関（WTO）が中心的役割を担っており、その加盟国数は153である。WTOは自由貿易のためのルール設定を目的にしている。関税障壁の撤廃を目標として、各種協定の実施ならびに監視を行うための法的、制度的枠組みを提供している。

「自由・多角・無差別」原則を基本理念とした世界貿易の発展に向けて、第二次大戦終結直前から、国際貿易機関（ITO）の設立が検討され

始めたが、結局、各国議会の反対もあって、ITOの設立は叶わなかった。関税障壁の削減を目的とする関税及び貿易に関する一般協定（GATT）は発足当初、短期的な運用を想定していたが、1948年のITO設立挫折に伴い、その後も効力を維持することになった（筑紫 [1994] 211-214 ページ）。

1948年のGATT設立以降、ウルグアイ・ラウンド交渉（1986～1994年）に至るまで7回の多角的貿易交渉が行われた。多角的貿易交渉を重ねながら、交渉対象品目とGATT加盟国数は拡大し、工業製品、農産物、サービス、知的財産権、投資措置までもが交渉対象に含まれた。交渉分野の拡大に応じて、GATTの機能強化を望む声も高まり、ウルグアイ・ラウンド交渉において、貿易に関する新組織の設立が検討され始めた。その結果として、1995年にWTOが誕生したのであった。

WTOとGATTの相違として、一番大きな要素は国際機関としての地位にある。当初はITOの設立を検討していたこともあり、GATT自体は「暫定的な協定」として扱われ、法的拘束力を有していなかった。そのため、各国は国内法とGATTとの間に矛盾があったとしても、必ずしも国内法改正を経ることなく、行政限りの権限によってGATTに加入することができた。また、「暫定的協定」としてのGATTには、事務局に関する規約は一切なく、法人格も与えられていなかった。国際機関の事務局としての職務や権限が明確に規定されていなかったのである（筑紫 [1994] 214-223 ページ）。

これに対し、WTOは事務局の設置および事務局長の任命に関する規定が設けられ、事務局の職務・権限が明文化された。また、WTOは国際条約であり、組織自体として法的拘束力を与えられ、法人格を有することになった。このようにして、国際機関としての法的地位、組織的形態を供えることで、WTOは貿易事項と密

接に関わるIMFや世界銀行との関係強化が可能になったのである。また、事務局の設置とともに、貿易紛争を解決するための手続きおよびその執行組織が整備された。全会一致可決原則を有するGATTに対し、WTOでは、全会一致で否決されない限り、効力を発揮する紛争解決手続き（ネガティブ・コンセンサス方式）を採用した。紛争解決に際する統一的規則と執行組織がWTOの強力な執行メカニズムを形成することになった（渡邊 [2003] 4 ページ）。

GATT以降、貿易交渉においては対象品目ごとの協定が定められたが、WTO加盟国はそれら諸協定の全てを一括受諾する義務が発生する。その結果、WTOの交渉対象範囲は取引される財・サービス・知的所有権へと広範囲にわたり、多角的貿易協定が締結された。各種協定の締結によるWTO加盟各国への貿易ルールの浸透は、それまでの貿易品目・貿易国ごとに相違のあった取引形態が共通化し、貿易制度が国際的に統合化されたことを意味した。貿易制度がWTOを通じて統合化されることにより、資本の多国籍化と国際分業の進展のもとで、国境を越えた企業間および企業内貿易が促進するとともに、世界における「均一的市場」の制度的基盤が形成された。

世界の貿易総量の3分の1は多国籍企業の親会社と子会社間による企業内貿易であり、また、3分の1が多国籍企業同士の企業間貿易、残りの3分の1が国内企業および国営企業によって行われる国家間貿易となる（UNCTAD [2001] p. 56; ジョージ [2002] 12-13 ページ）。つまり、それだけ、最終製品に至るまでに必要とされる原料・部品調達においても国際的な貿易が頻繁に行われているのである。世界的な「均一的市場」の形成により、国際貿易に伴う制度的相違の解消は多国籍企業にとって非常に大きな便益を生み出すことを意味した。

図3からは、GATT/WTO加盟国の増大とともに、取引制度が共通する空間的範囲が拡張



図3 GATT/WTO加盟国の増大

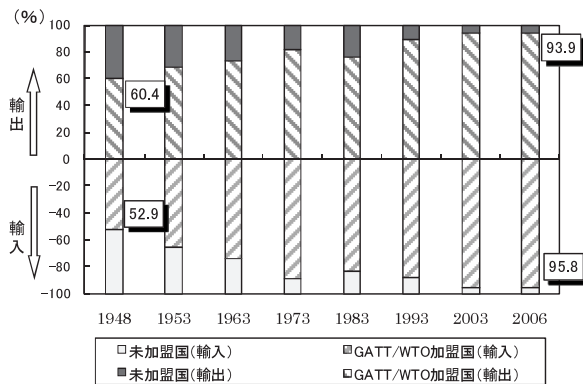


図4 世界貿易に占める GATT/WTO 加盟国のシェア

していることを確認できる。また、図4に示されるように、世界の貿易総計に占める GATT/WTO 加盟国の比重は年々増加しており、2006年段階において、輸出に関しては93.9%、輸入に関しては95.8%を占めるまでに至っており、「均一的市場」が空間的、統計数値的にも形成されていると確認できよう。

GATT/WTO は多角的貿易協定を管理・運営する国際機関として、ルール策定と紛争解決に関してその役割を十分に発揮してきたが、WTO は他の国際諸機関に比べ、より特異で強力な業務執行メカニズムを有している点にも特徴がある。通常、国際機関といえども、世界政府ではないため、加盟国家の上位機構としての権限までは有しておらず、加盟国の国内におい

て直接的に適用される規則や命令などを発することはできない。GATT は暫定的な協定であり、正式な国際機関でなかったことも反映して、GATT 規定は各国の国内法よりも優位ではなかった。しかし、国際機関としての明確な地位を獲得した WTO では、WTO 規定が国内法よりも上位規定として位置づけられ、協定違反と確定すれば、加盟国は協定に抵触した当該分野の法律・制度・規制・慣行を WTO 協定に適合するように改定しなければならない（吾郷 [2008] 158 ページ）。この WTO 規定の国内法に対する優位性によって、協定違反と提訴される以前に、WTO への加盟それ自体が各国に経済制度の国際的統合化を推進させる強制力として機能することになる。「国境措置」の解消

のみならず、「国内措置」に対しても加盟国間の整合性が強く求められているのである（松下 [1996] 2-3 ページ）。実際に、貿易の技術的障壁や工業製品等の国際標準規格において、国内法の WTO 規定への適合化が強く求められている。

国際機関が国民国家の意思決定に優位する点を WTO 協定は明記しており、加盟国自身がその協定に同意している。地球温暖化や食料危機、経済危機に対して、常に国家利害が対立し、効果的な解決策を提示できない今日において、国際機関による優位性はそうした事態を克服する可能性を有しているとも考えられる。主権国家自身によって国際機関へ権限が移譲されれば、国際機関が加盟国の主権を監督するとともに、世界全体の視点から国家利害を超克した行動をとる萌芽が生まれる。しかし、権限が国際機関に移行すると、国家より下位に位置する地域の利害や市民の意向が反映されにくくなる懸念もある。また、国際機関加盟各国間の経済的・政治的格差が存在するため、力関係を利用して、機会主義的行動にでる加盟国も少なくないという現実がある。実際には、国家利害の枠を超えた行動を国際機関が選択するよりも、自らの政治経済的立場を利用して、他国の行動を誘導するために国際機関が利用されている側面が散見される。

WTO を通じて形成された貿易関連事項の国際的整合化は、従来、各国で異なっていた取引制度・取引形態を国際制度へと収斂させていき、「均一的市場」をもたらした。貿易関連事項は各国の政治経済的利害が直接的に衝突する分野であり、交渉過程において生じる利害対立を踏まえれば、加盟各国が一律に「市場開放」や「自由貿易」を受容しようと積極的に対応しているわけではなく、先進国、途上国、新興国の利害対立は依然として残されている。しかし、WTO の設立目的そのものが自由貿易体制の確立であり、加盟各国は自国経済の孤立を防ぐた

めにも、国際制度の優位性を受容し、国内制度を調整しなければならなかった。利害対立を経たうえで形成された国際合意をもとに、国際機関によって設計された制度が普遍的に浸透したといえる。

VI おわりに

Supra-Nation としての空間的階層において活動する国際機関が国際政治経済に対して果たす役割を、諸制度の形成とそれによる市場の統合化過程に着目しながら論じてきた。本稿の考察をまとめると、以下のように整理することができる。

第一に、国際通貨制度の管理運営機能と融資機能を中心とする IMF に着目しながら、「国際通貨制度の整合化」プロセスを国際金融の動向とともに明らかにしてきた。国際金融全体の安定化による経済活動の活性化を図るためには、加盟国の増大による IMF の諸機能の世界的浸透とともに、国家間調整の強化が求められている。

第二に、IMO、ICAO、ITU、ISO、IEC といった運輸・通信・規格部門における技術的事項の管理を担当する国際諸機関に着目しながら、「規格の整合化」プロセスを考察した。通商範囲の地理的拡大に伴い、国家主権領域を超える技術的事項の調整が必要になり、国家間調整を執行する国際諸機関のもとで、規格の整備が進展したのである。

第三に、貿易自由化のためのルール策定とその履行を監視する WTO によって、GATT 以来の多角的貿易交渉が一層進展するとともに、明確な法的拘束性が備わることになった経緯を、「貿易制度の整合化」プロセスとあわせて明らかにした。GATT と異なり、国際機関としての地位を有することで、国民国家の国内法規よりも優位する WTO 協定が成立したのである。

第四に、国際機関への加盟国の増大が制度の普遍的浸透に作用し、制度の国際的統合化を促進したという点が上記の具体的な事例を貫いて明らかにされた。国際機関を通じて、通貨、商品規格、貿易ルールの制度的共通化が確立され、国境を越えた経済取引の発展に大きく貢献することになった。現在の自由貿易体制では、地域的不均等発展が発生し、正常かつ均衡のとれた各国の経済発展を実現するには、まだ多くの課題が山積している。しかし、国際機関による制度形成が経済活動の前提となる諸制度を創出しているために、経済取引の円滑化が実現しているという側面もある。他国と共通の制度を採用することによって、同じルールのもとで経済活動を展開できるため、大多数の国民国家が国際機関への加盟を選択しているのである。このように、国際機関を通じた各種制度の国際的統合化によって、制度的差異によって分離していた各国市場が普遍的な「均一的市場」へと統合されていくのである。

WTO協定は非常に強い執行メカニズムを有しているために、法整備においても、明確な国内法規の変更が必要とされるが、同様に、他の国際諸機関で制定される国際制度においても、たとえ、国内法規に修正を迫るほどの強制力がなくても、国際制度の浸透とともに拡大する市場に参入できないことによる自国企業の競争力低下や資本逃避による自国産業の停滞等を回避するためにも、自国制度を国際制度に適合させようとする誘引が働く契機にもなる。このような国家間において作用する強制的参加が国際政治経済における国際機関の役割を一層強化しているのである。

経済のグローバル化に伴う経済主体の活動領域性とその調整形態の乖離が環境問題や開発問題など、グローバリゼーションの負の側面を肥大化させてきているが、国際機関には、その乖離した領域性と調整形態の統合化を図る契機が潜在しているといえよう。なお、本稿では、国

際政治経済における国際機関の役割を解明する点に焦点をあてていたため、国際機関を通じて調整される国家利害や資本間競争については触れているものの、「制度の統合化と市場の統合化」に対する資本自身の利害反映、もしくは、それへの対応等は十分に論じられていない。資本の利害が各国の利害に、さらには、それらが国際機関における調整過程に反映されるプロセス等については今後の課題とする。

参考文献

- 吾郷健二 [2008] 「世界経済の構造と貿易」 (吾郷健二・佐野誠・柴田徳太郎編『現代経済学：市場・制度・組織』岩波書店) 137-163 ページ。
- Barkin, J. S. [2006] *International Organization: Theories and Institutions*, Palgrave MacMillan.
- Bhagwati, J. [1991] *The World Trading System at Risk*, Princeton University Press.
- バグワティ, J. [2005] 『グローバリゼーションを擁護する』日本経済新聞社。
- Clark, P. B. & Jacques J. P. [2004] "International Liquidity and the Role of the SDR in the International Monetary System," *IMF Staff Papers*, 51 (1), pp. 49-71.
- 遠藤保雄 [2004] 『戦後国際農業交渉の史的考察：関税交渉から農政改革交渉への展開と社会経済的意義』御茶の水書房。
- 深町郁弥編 [1993] 『ドル本位制の研究』日本経済評論社。
- 古畑真美 [2008] 「国際航空制度統一における国際民間航空機関の役割に関する一考察」『航政研シリーズ』492, 1-31 ページ。
- 外務省 [1996] 『解説 WTO 協定』日本国際問題研究所。
- ガードナー, R. N. [1973] 『国際通貨体制成立史：英米の抗争と協力 (上) (下)』東洋経済新報社。
- ジョージ, S. [2002] 『WTO 徹底批判!』作品社。
- Gilpin, R. [1987] *The Political Economy of International Relations*, Princeton University Press.
- 原田節雄 [2008] 『世界市場を制覇する国際標準化戦略：二十一世紀のビジネススタンダード』東京電機大学出版局。
- 服部信司 [2000] 『WTO 農業交渉』農林統計協会。

- ヘルド, D. 編 [2002] 『グローバル化とは何か: 文化・経済・政治』 法律文化社。
- ヒルシュ, J. [1998] 『国民的競争国家』 ミネルヴァ書房。
- [2007] 「グローバル化: 自由民主政の終焉」(中谷義和編 『グローバル化理論の視座: プロブレマティク&パースペクティブ』 法律文化社) 31-51 ページ。
- 久野秀二 [2008] 「多国籍アグリビジネスの事業展開と農業・食料包摂の今日的構造」(農業問題研究学会編 『グローバル資本主義と農業』 筑波書房) 81-127 ページ。
- 家正治・川岸繁雄・金東勲編 [1999] 『国際機構(第三版)』 世界思想社。
- 池島祥文 [2009] 「地域経済と市場システム——階層構造を織り成す経済空間——」 『資本と地域』 5, 1-7 ページ。
- 石山嘉英・日下部元雄 [1978] 『IMF と国際通貨制度』 教育社。
- ジャクソン, H. J. [1990] 『世界貿易機構: ガット体制を再構築する』 東洋経済新報社。
- James, H. [1996] *International Monetary Cooperation since Bretton Woods*, IMF and Oxford University Press.
- ジョスリング, T.・D. ロバーツ・D. オーデン [2005] 『食の安全を守る規制と貿易: これからのグローバル・フード・システム』 家の光協会。
- ジョスリング, T. E.・S. タンガマン・T. K. ワーレイ [1998] 『ガット農業交渉 50 年史: 起源からウルグアイ・ラウンドまで』 農山漁村文化協会。
- 小寺彰 [2000] 『WTO 体制の法構造』 有斐閣。
- Krueger A. O. ed. [1998] *The WTO as an International Organization*, The University of Chicago Press.
- 国宗浩三編 [2009] 『岐路に立つ IMF: 改革の課題, 地域金融協力との関係』 日本貿易振興機構アジア経済研究所。
- 松村文武 [1993] 『体制支持金融の世界』 青木書店。
- 松下満雄 [1996] 「WTO 体制と経済制度のハーモナイゼーションの方式」 『日本国際経済法学会年報』 5, 1-14 ページ。
- [2000] 『ケースブック ガット・WTO 法』 有斐閣。
- Mitrany, D. [1948] "The Functional Approach to World Organization," *International Affairs*, 24(3), pp. 350-363.
- Molle, W. [2003] *Global Economic Institutions*, Routledge.
- 毛利良一 [2001] 『グローバリゼーションと IMF・世界銀行』 大月書店。
- 中野一新・岡田知弘編 [2007] 『グローバリゼーションと世界の農業』 大月書店。
- 大原進 [1963] 『IMF 体制と EEC』 東洋経済新報社。
- 岡田知弘 [2005] 『地域づくりの経済学入門』 自治体研究社。
- 奥田宏司 [1989] 『途上国債務危機と IMF, 世界銀行』 同文館。
- 澤喜司郎 [1993] 『現代国際海運の諸問題』 成山堂書店。
- 柴田徳太郎 [2008] 「市場・制度・組織」(吾郷健二・佐野誠・柴田徳太郎編 『現代経済学: 市場・制度・組織』 岩波書店) 3-24 ページ。
- 白井早由里 [1999] 『検証 IMF 経済政策』 東洋経済新報社。
- 城山英明 [1997] 『国際行政の構造』 東京大学出版会。
- スティグリッツ, J.・E. [2002] 『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』 徳間書店。
- Strange, S. [1976] *International Monetary Relations*, Oxford University Press.
- 田中辰雄・矢崎敬人・村上礼子 [2003] 「ネットワーク外部性の経済分析: 外部性下での競争政策についての一案」 公正取引委員会競争政策競争センター共同報告書 (CR 01-03)。
- 谷内茂雄 [2005] 「流域管理モデルにおける新しい視点: 統合化に向けて」 『日本生態学会誌』 55, 177-181 ページ。
- Tay, J. S. W. and R. H. Parker [1990] "Measuring International Harmonization and Standardization", *Abacus* 26(1), pp. 71-88.
- 筑紫勝磨編 [1994] 『ウルグアイ・ラウンド: GATT から WTO へ』 日本関税協会。
- 植田和弘 [1996] 『環境経済学』 岩波書店。
- UNCTAD [2001] *World Investment Report 2001: Promoting Linkage* (UNCTAD/WIR/2001).
- Vines, D. and Christopher L. G. [2004] *The IMF and Its Critics: Reform of Global Financial Architecture*, Cambridge University Press.
- ワシントン駐在員事務所 [1984] 「米国における最近の援助動向」 『基金調査季報』 47, 3-11 ページ。
- 渡部福太郎・中北徹編 [2001] 『世界標準の形成と戦略: デジュレ・スタンダードの分析』 日本国際問題研究所。

- 渡邊頼純編 [2003] 『WTO ハンドブック：新ラウンドの課題と展望』日本貿易振興会。
- ウィリアムソン, J. [2005] 『国際通貨制度の選択：東アジア通貨圏の可能性』岩波書店。
- 山田肇 [1999] 『技術競争と世界標準』NTT 出版。
- 山田英夫 [2008] 『デファクト・スタンダードの競争戦略 [第2版]』白桃書房。
- 山本栄治 [1997] 『国際通貨システム』岩波書店。
- [2002] 『国際通貨と国際資金循環』日本経済評論社。
- 山内弘隆 [1991] 『国際航空輸送の自由化と多国間主義』『一橋論叢』106(5), 496-510 ページ。
- Zacher, M. W. [1996] *Governing Global Networks: International Regimes for Transportation and Communications*, Cambridge University Press.